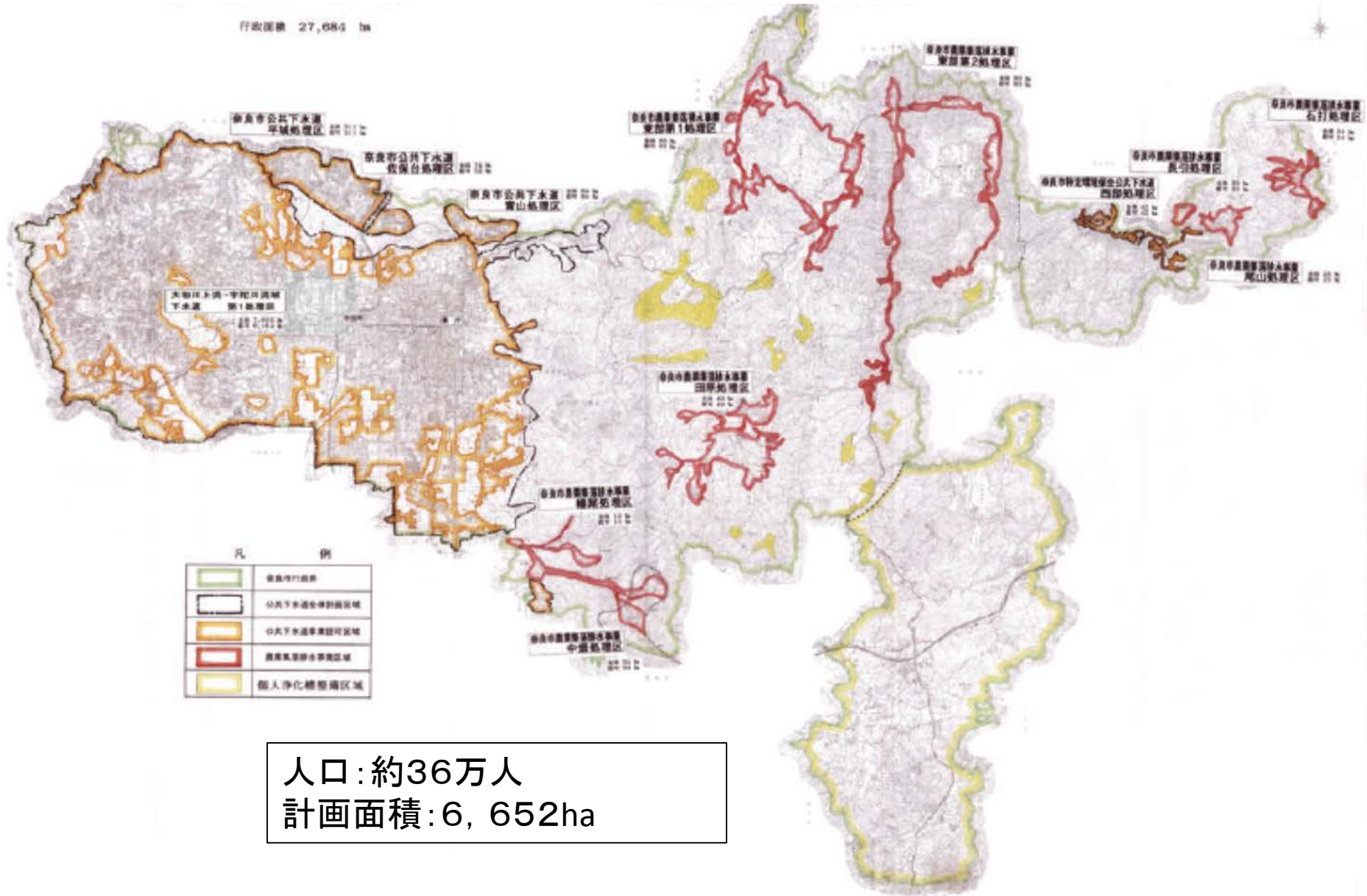


奈良市の課題と事業方針

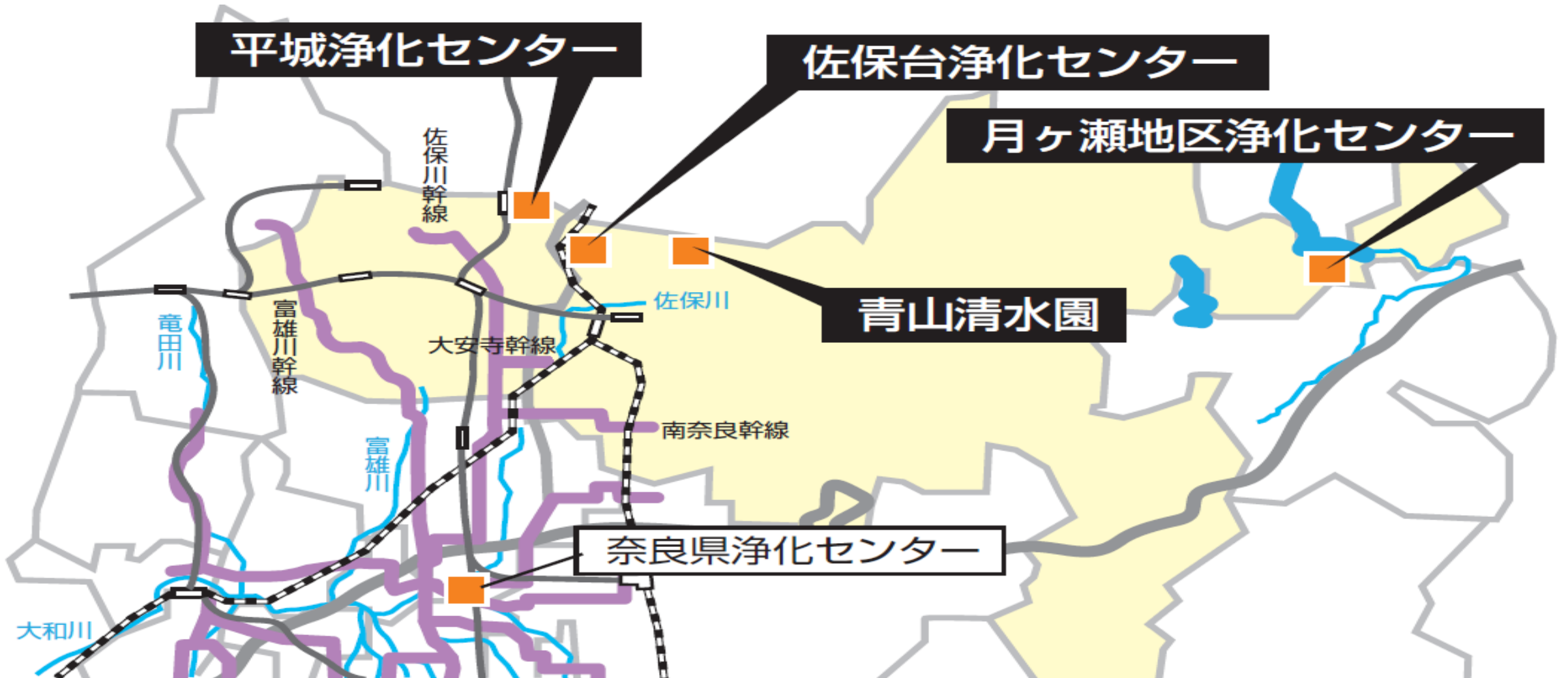
国土交通省水管理・国土保全局
下水道部 下水道企画課
PPP／PFI検討会での発表及び資料

平成28年5月31日
奈良市企業局 経営管理課

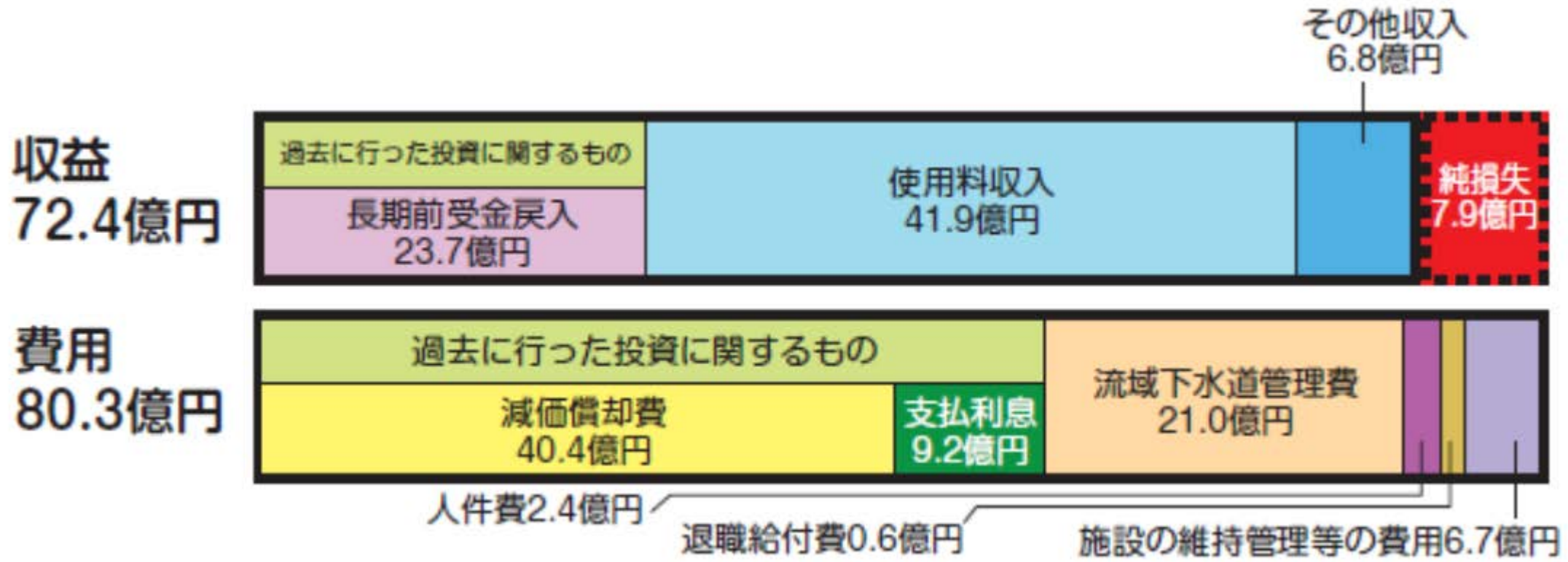
奈良市下水道計画概要図



奈良市の下水道施設

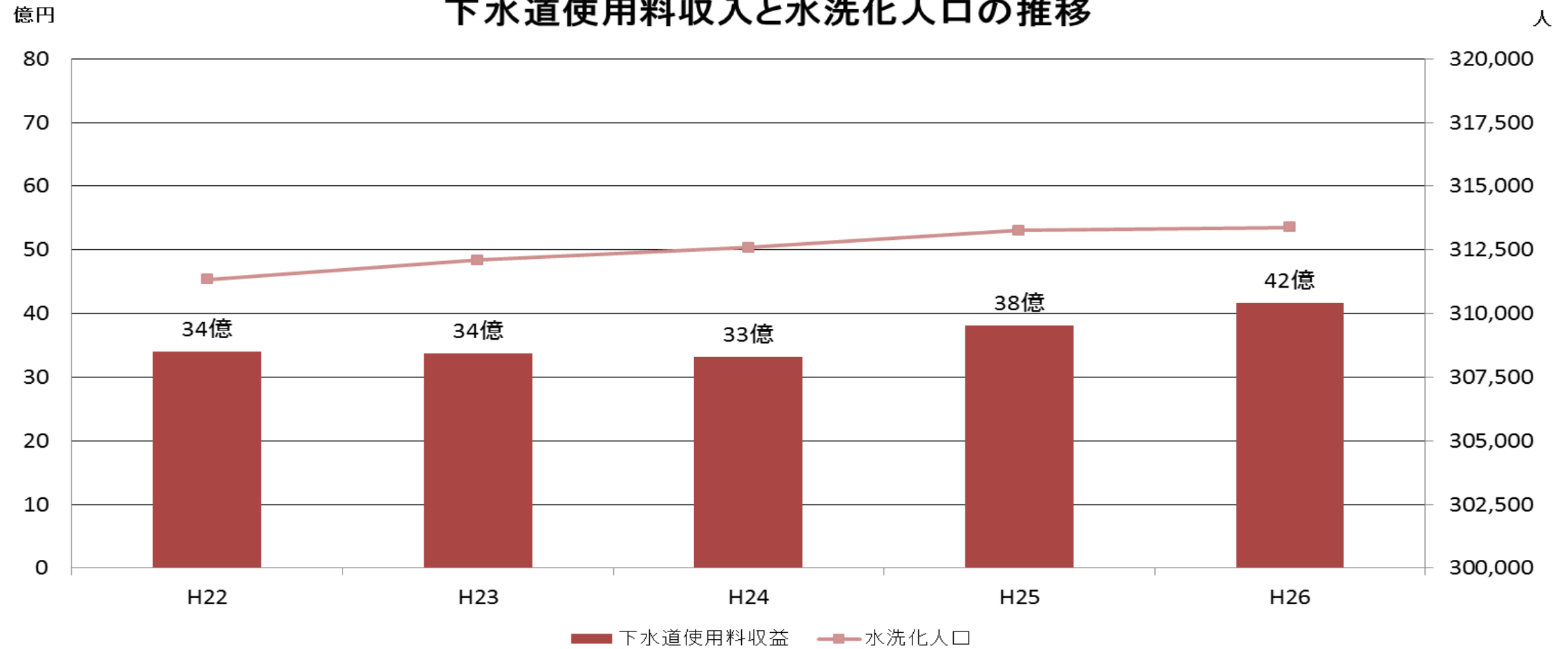


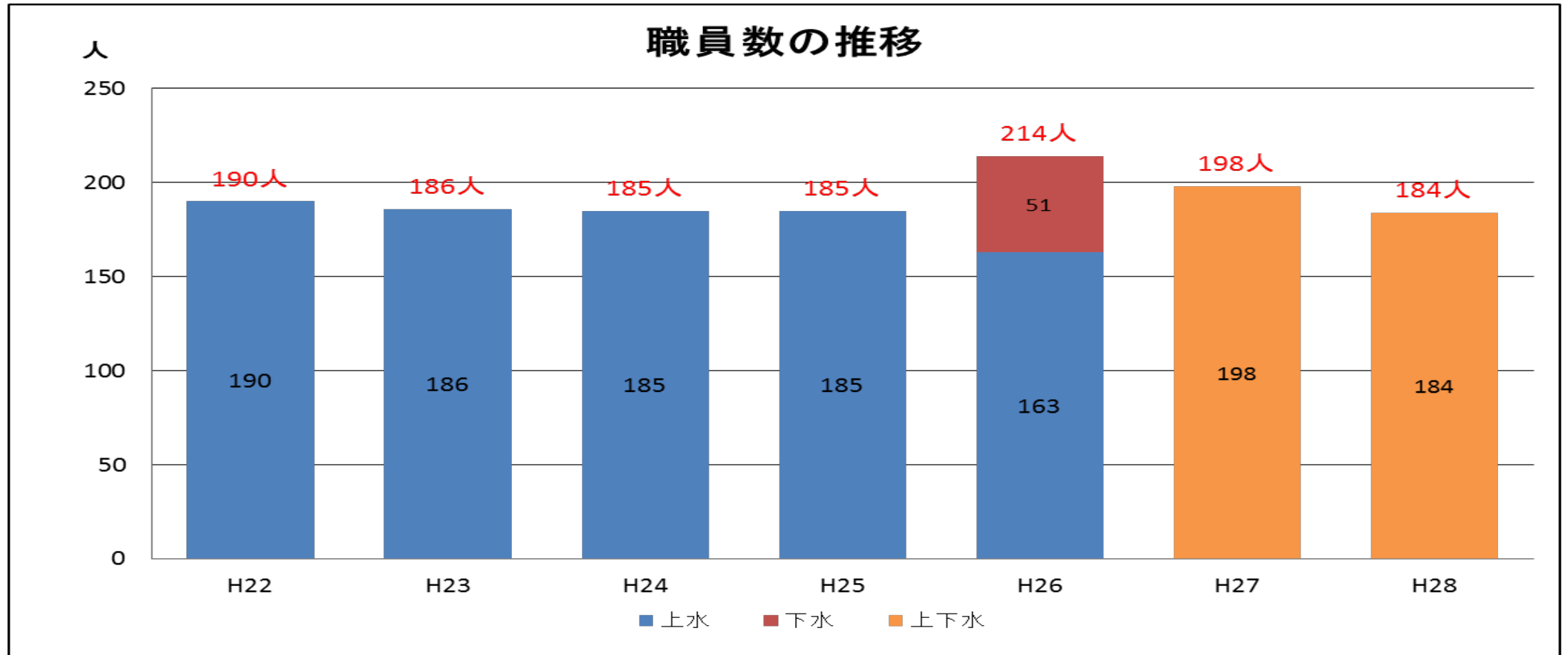
平成26年度決算



(消費税抜き額)

下水道使用料収入と水洗化人口の推移





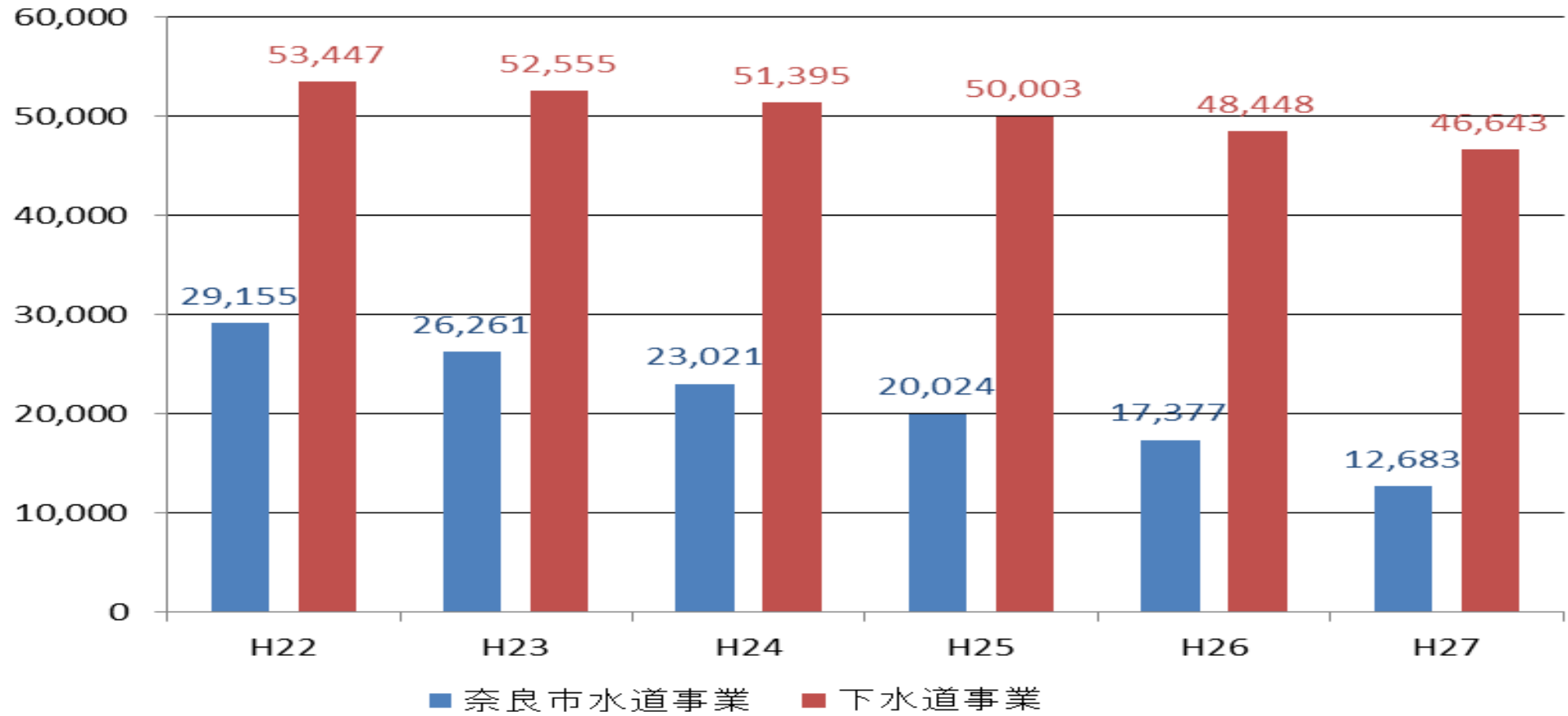
※平成25年度：都祁及び月ヶ瀬簡易水道事業の移管

※再任用職員を除く

※平成26年度：下水道事業の統合

企業債残高の推移

百万円



※ダム負担金を含む

奈良市の下水道使用料

中核市との比較では、45市中で25位！

県内他市との比較では、12市中で9位！

高い
↑
↓
低い

20m ³ (家庭用)		
順位	都市名	使用料(円)
1	長野市	3,470
2	松山市	3,315
⋮		
21	高知市	2,548
45市平均		2,467
22	高松市	2,461
23	盛岡市	2,407
24	横須賀市	2,398
25	奈良市	2,320
25	宮崎市	2,320
⋮		
44	那覇市	1,468
45	豊中市	1,395

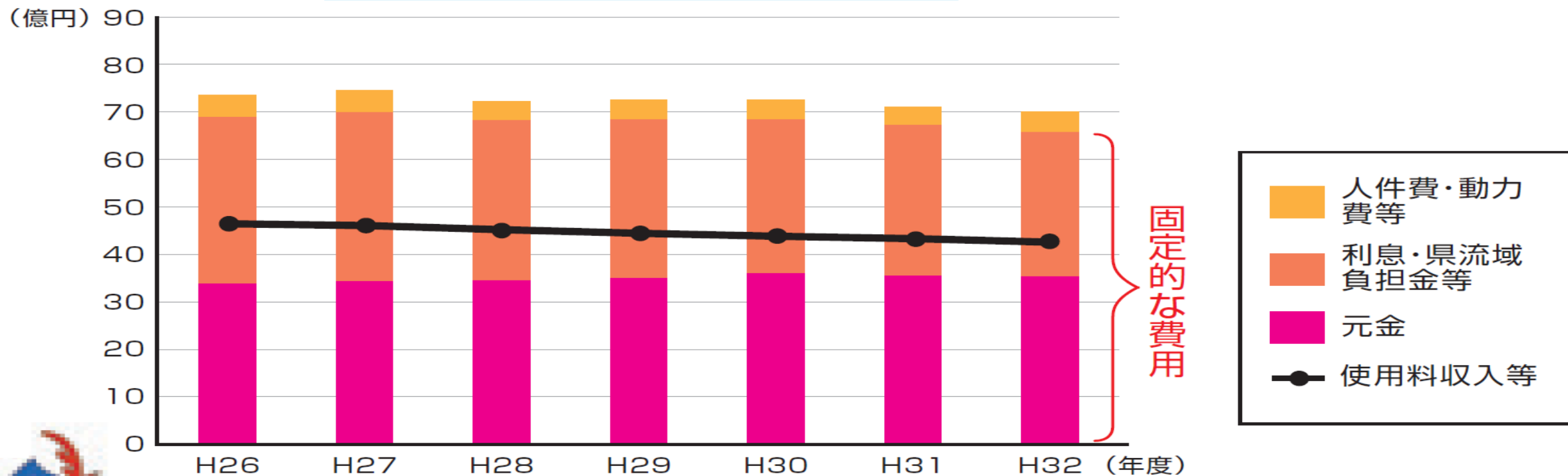
平成27年6月1日現在

高い
↑
↓
低い

20m ³ (家庭用)		
順位	都市名	使用料(円)
1	天理市	2,808
2	大和高田市	2,592
2	橿原市	2,592
2	桜井市	2,592
2	香芝市	2,592
6	宇陀市	2,484
7	大和郡山市	2,430
12市平均		2,414
8	御所市	2,376
9	奈良市	2,320
10	生駒市	2,289
11	五條市	2,160
12	葛城市	1,728

平成27年6月1日現在

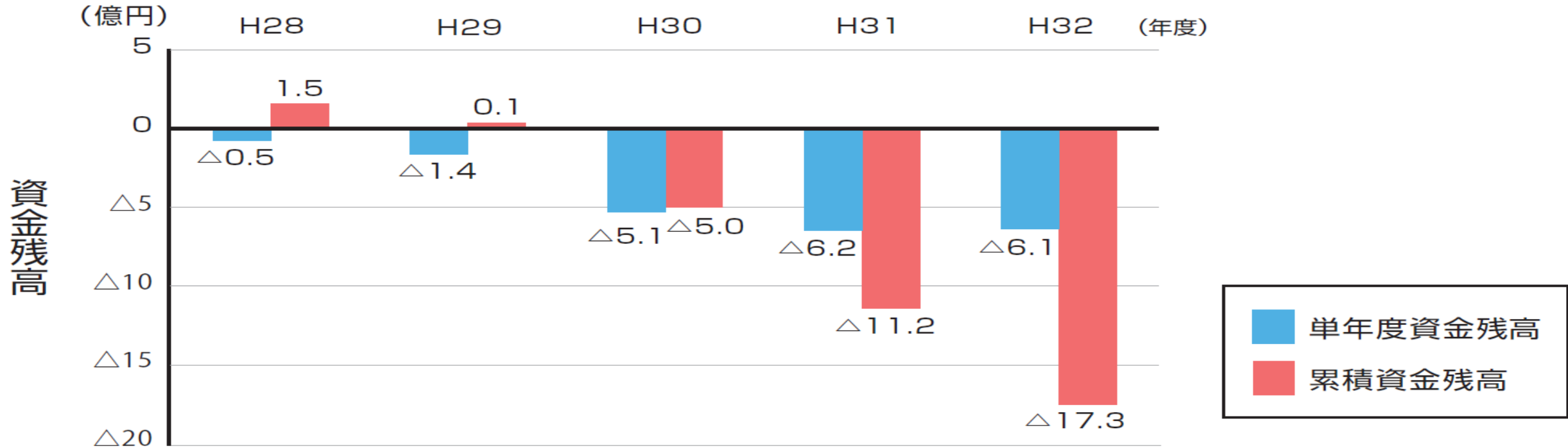
コストと収入の年度別推移



多くの企業努力を行っていますが、借入金の利息、奈良県流域下水道への負担金、借入金の元金返済等の固定的な費用が、使用料収入等を上回っています！



財政見通し



この状況では、平成29年度に資金が底をつき、平成30年度には約5億円の資金不足が発生し、事業経営ができなくなります！

平成28年2月22日 議会内示会資料

「奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る
実施方針に関する条例」に関する説明資料

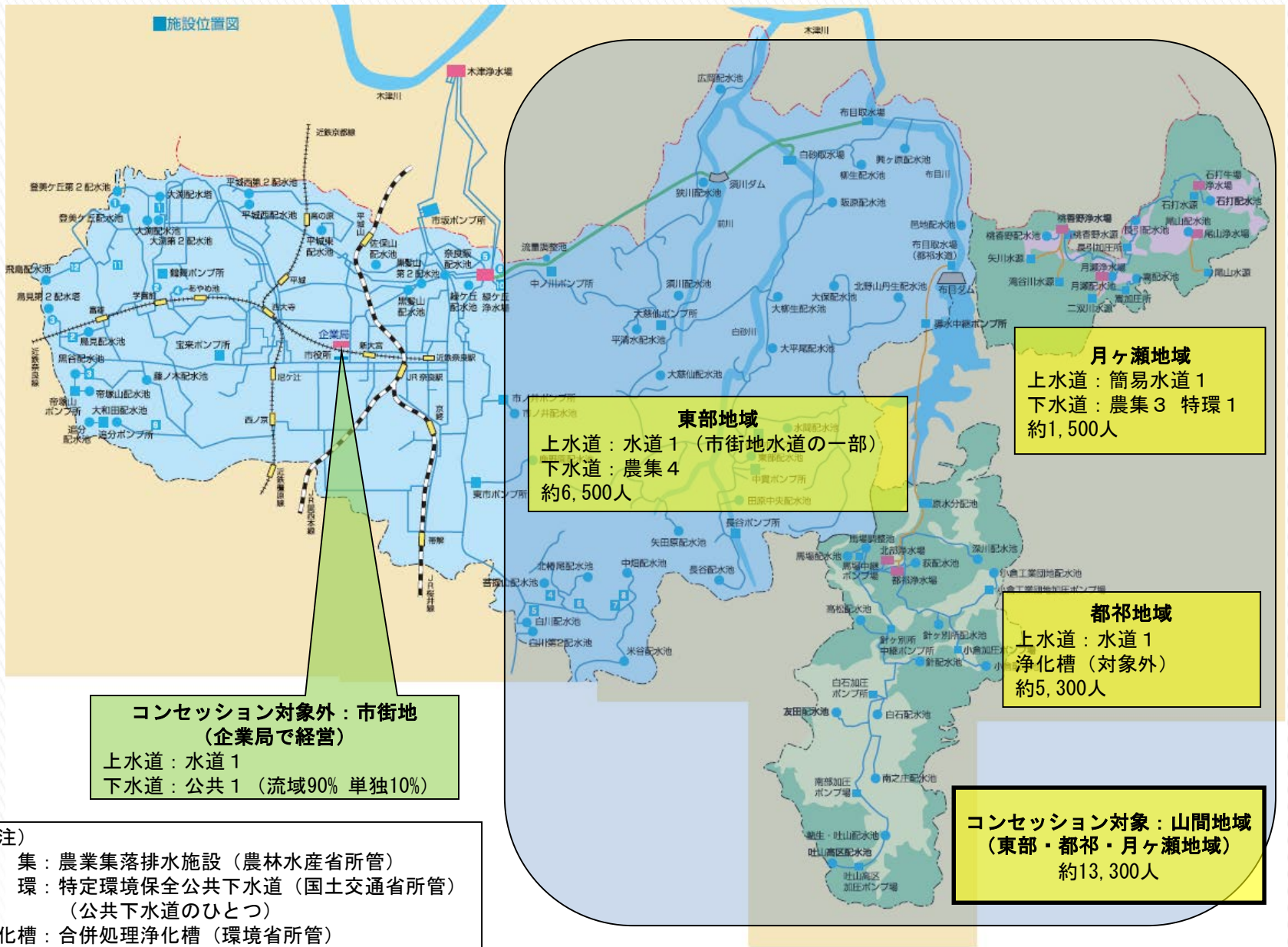
奈良市東部・都祁・月ヶ瀬地域の上下水道
の経営効率化について

～コンセッション方式での官民連携会社による経営～

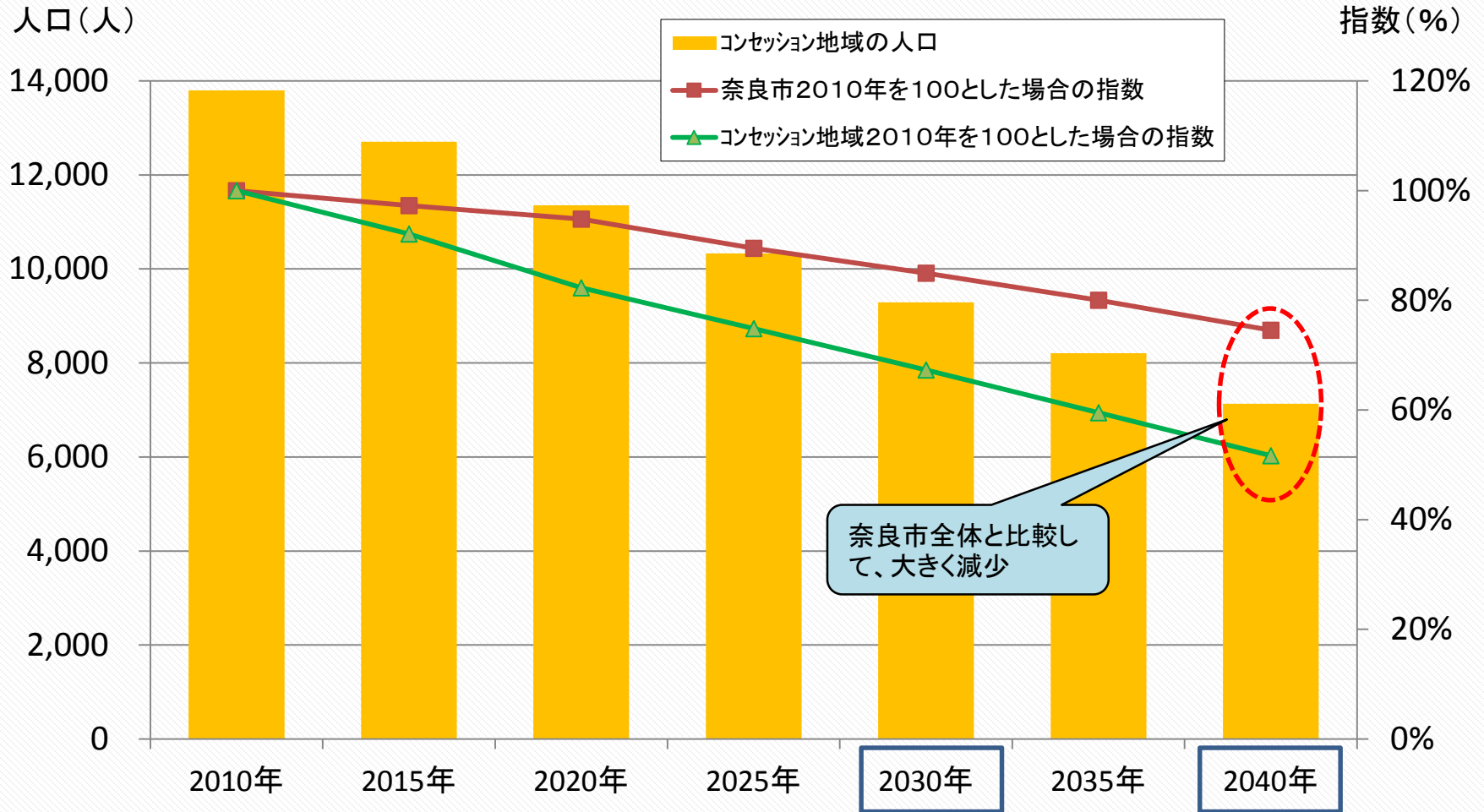
奈良市企業局

経営部経営管理課

1. コンセッション対象区域



2. コンセッション地域の人口予測



奈良市とコンセッション地域の人口比較

- ・2030年(平成42年)には、2010年の67%まで減少する。
- ・2040年(平成52年)には、2010年の52%まで減少する。

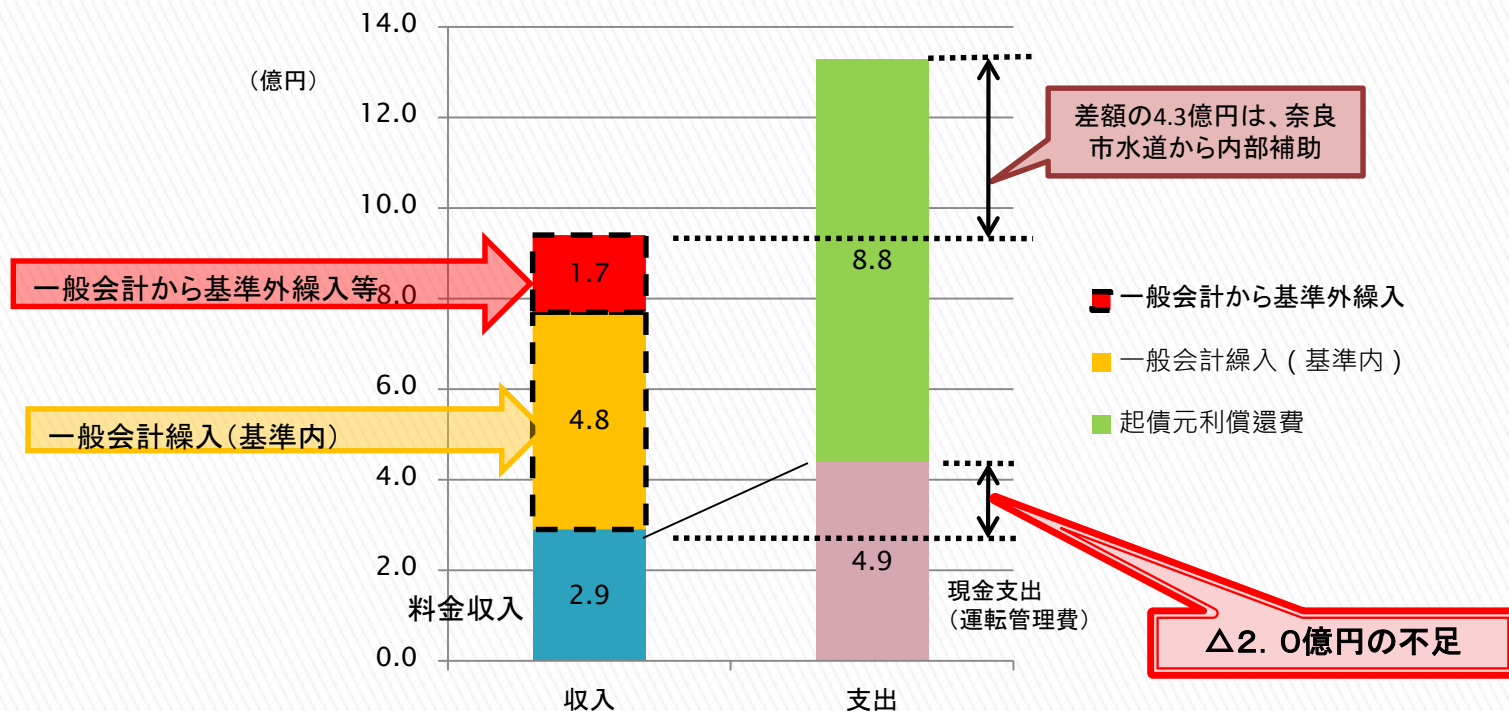
3. コンセッション地域の状況

	供給単価(円) (使用料単価)	給水原価(円) (処理原価)	浄水場 (処理場)	施設利用率 (%)	管路延長 (km)	管路1km当 たりの人口 (人)	
水道	市街地	180.96	146.68	2	50.8	1,557	224.7
	東部		635.02	市街地の緑ヶ丘 浄水場から供給	28.6	231	21.7
	都祁		493.76	2	63.5	148	39.8
	月ヶ瀬		472.61	4	43.0	46	32.9
下水道	東部・ 月ヶ瀬	393.65	7	39.9	139	24.4	
	市街地	108.00	99.29	4	42.1 ※流域除く	1,227	291.9

市街地に比べ、コンセッション地域(東部・都祁・月ヶ瀬)は、管路1km当たりの人口が少ないことから、給水原価(処理原価)が高くなり、非効率となっている。

4. 経営の現状

東部・都祁・月ヶ瀬の上下水道のH26決算より概算

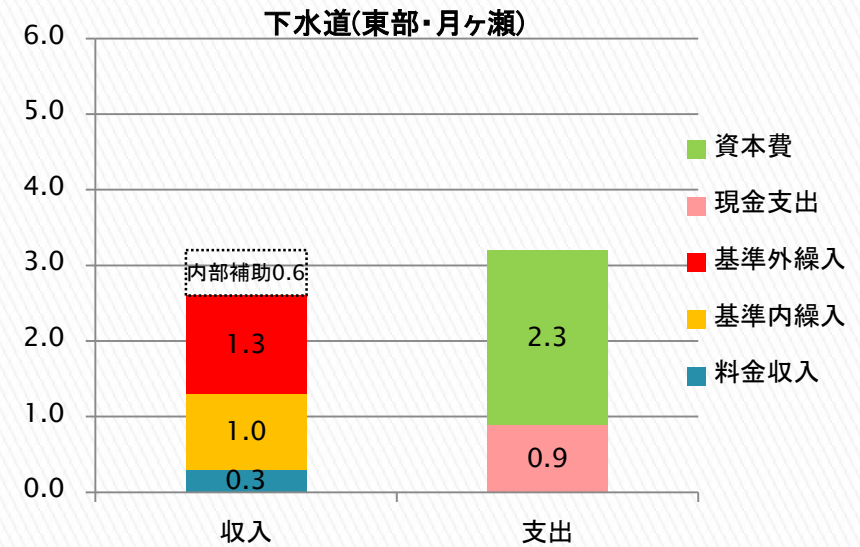
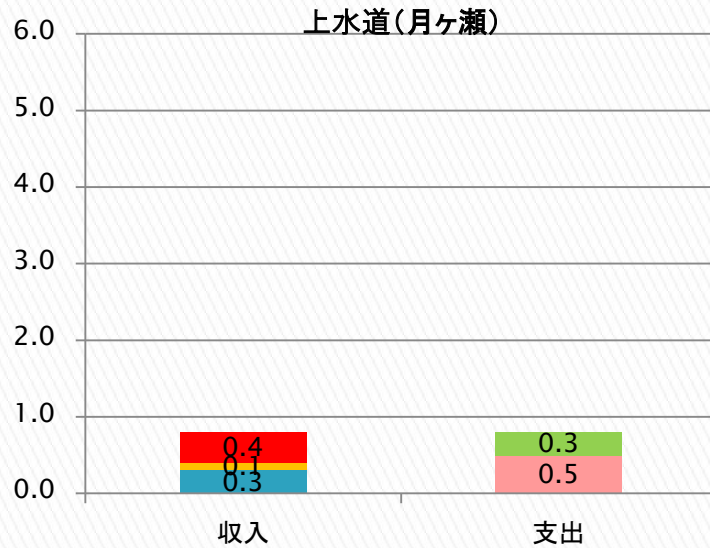
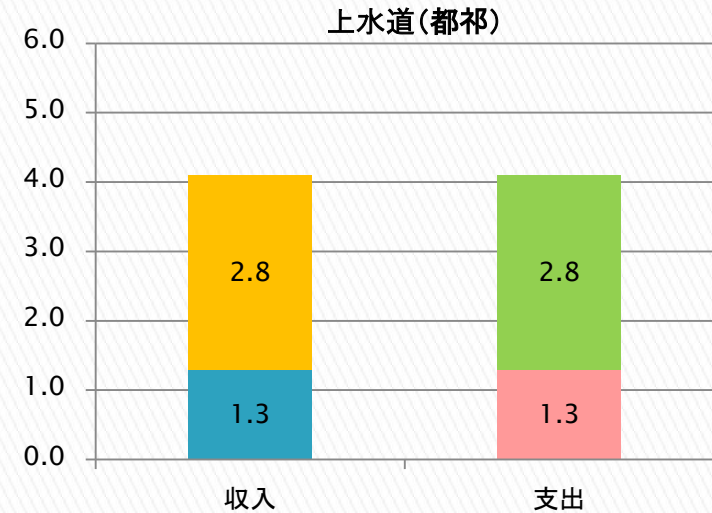
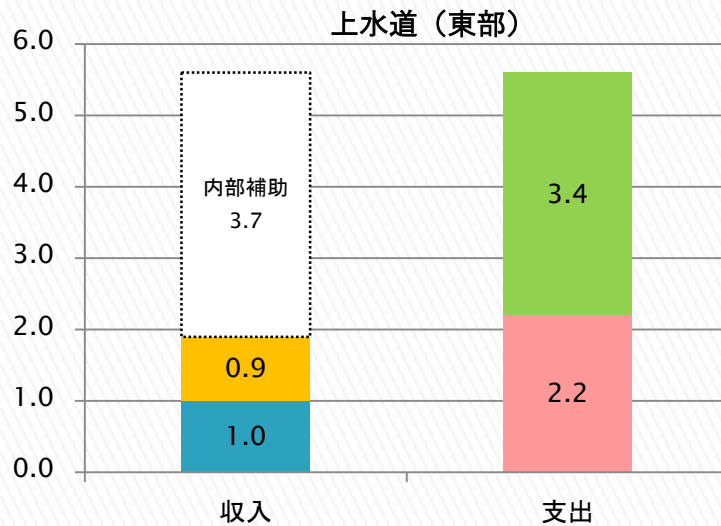


- ・料金収入では、運転管理費も賄えない状況
- ・一般会計からの基準内、基準外の繰入金頼みの経営状況
- ・施設更新投資の余裕がない(H25:0円、H26:0円、H27:780万円)
- ・今後、老朽化による故障の増により施設の維持管理が困難

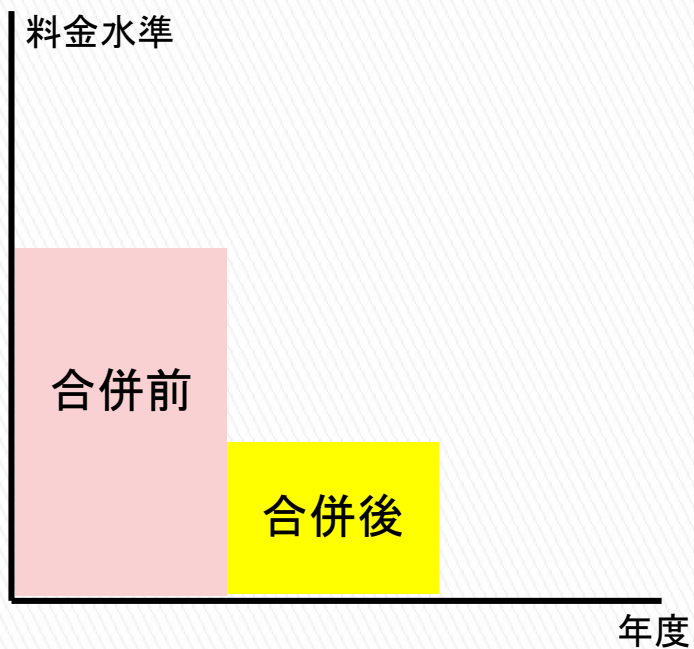
5. 経営の現状(詳細分析)

※基準外繰入(赤字補てん)と内部補助で経営は成り立っている。

(単位:億円)



6. 料金水準の推移(イメージ)

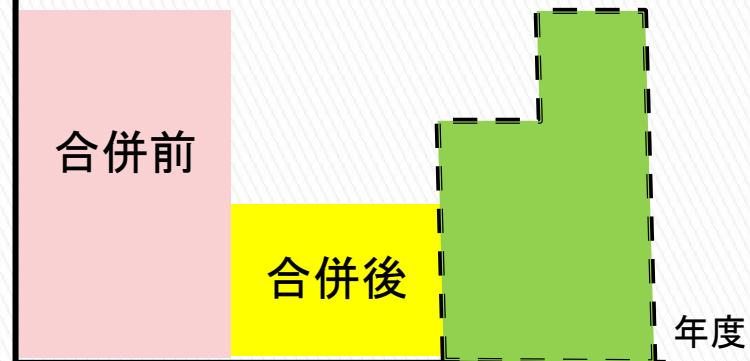


ケース1

ケース2

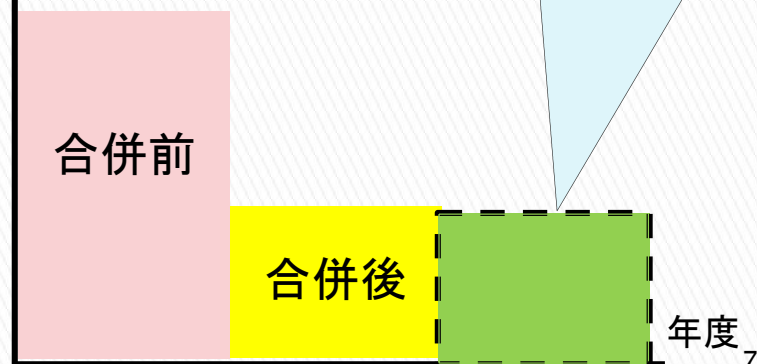
料金水準

このまま何もしないと、
料金は上げざるを得ない



料金水準

現在の料金水準を保つため、
コンセッション方式を導入し、
さらなる経営効率化を進める。



7. 新しい経営手法による抜本的解決策

1. 官民連携（PPP）の導入

- ▶ このような状況を抜本的に改善すべく、**官民共同出資の新株式会社**を設立し、民間活力を導入することとします。

2. PFI法に基づく、運営権譲渡（コンセッション）方式の導入

- ▶ 資産は役所（企業局）が保有し続けながら、経営は民間にまかせることとします。
- ▶ 施設更新のための投資も、役所ではなく、この官民連携会社の責任になります。
- ▶ 役所も出資することにより、新会社をコントロールしていくことになります。

8. 官民連携会社の事業内容

料金を奈良市と同水準にして、コンセッション方式により上下水道事業を経営する。(15年契約)

契約期間を通じて、民間調達により施設更新投資を行う。

会社運営は、民間の経営手法を導入。奈良市は、料金規制の観点から限定的に関与する。また、過去の借金の返済に責任を持つなど一定の経営補助を行う。

空き家対策、高齢者対策等の副業なども行い、地域振興にも貢献する。

9. 収支改善の3つのポイント

①一定の経営補助をします。

(当初3年間で3.5億円以上の経営補助を集中的に行い、老朽化した監視装置等の更新のための投資を促し、運転管理費の削減を図ります。)

②民間活力の導入を図ります。

(発注時期の平準化や複数年契約などの発注方法の工夫、民間会社の資材調達のスケーラビリティ、安価な管理・制御システムの導入によるコスト削減)

③副業により経営改善と地域振興の両立を目指します。

10. 官民連携事業のメリット・デメリット

○メリット

施設の更新投資は民間調達では、公共調達よりも効率的な投資が期待できる。

地域の実状にあった多様なサービスが可能になることが期待できる。

従業員の採用、給与等が、役所時代よりも柔軟に決められ、多様な人材が雇用でき、経営改善が進むことが期待できる。

上下水道だけでなく、経営改善のための副業もかなり自由になり、公営企業ではできなかった地域ビジネスの展開が可能になること。

○デメリット

人口減少による需要減少リスク

(料金収入が想定より少なかった場合は、経営補助が長く続く恐れがある。)

放漫経営のリスク

(役所自らが経営しているわけではないので、経営状況の監視をしっかりとする必要がある。)

11. PFI法を使うメリット

PFI法に基づくコンセッション方式を導入すれば、国庫補助金の返還の必要はない。

専門的ノウハウ等を有する職員の派遣が可能

国は、平成28年度までの3年間でコンセッション方式導入の「集中強化期間」とし、少なくとも空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件を目標としている。(国の支援体制が整っている。)

12. 今後の上下水道サービス

料 金……これまでと変わりません。
(奈良市内は、同じ料金です。)

上下水道サービス……これまでと変わりません。
(官民連携会社は、民間の経営手法を導入し、
運営していきます。)



コンセッション方式の導入により、
上下水道の運営は官民連携会社になりますが、
上下水道サービスは、これまでと変わりません。

13. 企業局がコンセッション導入に期待すること。

将来にわたり上下水道サービスを維持し続けるために、運転管理費の不足額の2億円を、圧縮することを期待しています。

14. 日程(予定)

- ▶ 平成28年3月 3月議会に条例を提案
(奈良市小規模上下水道施設の公共施設等
運営権に係る実施方針に関する条例)
- ▶ 平成28年5月 実施方針の公表
(パブリックコメントの実施)
- ▶ 平成28年7月 運営事業者の募集開始
(募集要項・公募型プロポーザル方式で選定)
- ▶ 平成29年1月 運営事業者決定
- ▶ 平成29年3月 官民連携会社設立
- ▶ 平成29年4月 官民連携会社 事業開始

奈良市議案第23号

奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権 に係る実施方針に関する条例の制定について

奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように制定しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、別表に掲げる区域の水道施設、下水道施設及び農業集落排水処理施設（以下「小規模上下水道施設」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定)

第2条 法第2条第3項に規定する公共施設等の管理者等である市長は、法第16条及び第19条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に小規模上下水道施設の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

(権限の委任)

第3条 市長は、小規模上下水道施設に係る権限で、法の定めるところにより市長に属するものとされるもののうち、次に掲げるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、奈良市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に委任する。

(1) 法第16条及び第19条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定するこ

と。

- (2) 法第18条第1項の条例に係る議案を提出すること。
- (3) 法第26条第2項の規定により公共施設等運営権の移転に際し許可をすること。
- (4) 法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。

(民間事業者の選定の手続)

第4条 第2条の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他必要な書類を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認められた者を選定事業者として選定する。

- (1) 提出した事業計画書が当該小規模上下水道施設の運営等に係る業務を適正かつ確実に実施するために適切なものであること。
- (2) 小規模上下水道施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

3 管理者は、前項の規定により選定事業者を選定しようとするときは、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第2条の規定により設置された奈良市企業局プロポーザル審査委員会の意見を聴かなければならない。

(運営等の基準)

第5条 第2条の規定により公共施設等運営権が設定された選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、小規模上下水道施設を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的に運営しなければならない。

2 小規模上下水道施設の運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が管理者と協議して定める。

(業務の範囲)

第6条 公共施設等運営権者は、小規模上下水道施設の運営等に関する業務を行う。

2 管理者は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う具体的な業務内容を定めることができる。

(利用料金)

第7条 小規模上下水道施設の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以

下同じ。)は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定める。この場合において、当該利用料金の額は、奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)に係る料金(特別料金を含む。)又は奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)若しくは奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号)に定める使用料の額を超えない範囲内において定めるものとする。

2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第1条関係)

川上町の一部、白毫寺町の一部、鉢伏町、米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、高樋町の一部、虚空蔵町の一部、横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、柚ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町の一部、広岡町、月ヶ瀬石打の一部、月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部、都祁南之庄町の一部、都祁甲岡町、来迎寺町の一部、都祁友田町の一部、藺生町の一部、都祁小山戸町の一部、都祁相河町の一部、都祁吐山町の一部、都祁こぶしが丘、都祁白石町の一部、針町の一部、針ヶ別所町の一部、小倉町の一部、上深川町の一部、下深川町の一部、荻町の一部、都祁馬場町の一部、天理市山田町902番地

(提案理由)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第18条の規定に基づき、東部、月ヶ瀬及び都祁地域の小規模上下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定める条例を制定しようとするものである。